

市第1号議案

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
等の一部改正

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部
を改正する条例を次のように定める。

平成28年5月17日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
等の一部を改正する条例

（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
改正）

第1条 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（
平成24年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第42条第7号イの表2階の項及び3階の項中「同条第3項第2
号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10
号」に改め、同表4階以上の項中「外気に向かって開くことので
きる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号の国土交通大臣が定
めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる
と認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同
条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定
する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第
3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に
改める。

（横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例の

一部改正)

第2条 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第29条第9号イの表2階の項及び3階の項中「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改め、同表4階以上の階の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。以下同じ。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第44条第7号イの表2階の項及び3階の項中「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改め、同表4階以上の階の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

（横浜市建築基準条例の一部改正）

第3条 横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第53条の7中「第129条の2第1項」を「第129条第1項」に改める。

第53条の8中「第129条の2の2第1項」を「第129条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

提 案 理 由

建築基準法施行令等の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(抜粋)

(上段 改正案
下段 現 行)

(設備の基準)

第42条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

(第1号から第6号まで省略)

- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この号において「保育室等」という。）を2階に設ける建物はア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物はイからクまでに掲げる要件に該当するものとする。

(ア省略)

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階		(省 略)
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u> <u>第9号</u> を満たすものとする。 (2から4まで省略)
		(省 略)
		1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該

3階	避難用	階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u> を満たすものとする。 同条第3項第2号、第3号及び第9号 (2及び3省略)
(省 略)		
4階以上	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段外気に向か室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号って開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号の規定する構造を有するものに限る。)) 国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室 て連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u> 同条第3項第2号、第3号及び第9号 を満たすものとする。 (2及び3省略)

(ウからクまで省略)

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する
条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(設備の基準)

第29条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(第1号から第8号まで省略)

- (9) 保育室等を2階に設ける建物はア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものとする。

(ア省略)

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階		(省 略)
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u> を満たすものとする。 第9号 (2から4まで省略)
3階		(省 略)
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u> を満たすものとする。 同条第3項第2号、第3号及び第9号 (2及び3省略)
4階以上の階		(省 略)
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は <u>付室(階段外気に向か</u> <u>室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号</u> <u>って開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号の</u> <u>に規定する構造を有するものに限る。)</u> 国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。以下同じ。)を有する ——を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4</u> 付室 <u>同条第3項第2号、第3</u>

		号及び第10号を満たすものとする。 号及び第9号 (2及び3省略)
--	--	---

(ウからクまで省略)

(設備の基準)

第44条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(第1号から第6号まで省略)

(7) 保育室等を2階に設ける建物はア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものとする。

(ア省略)

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階		(省略)
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u> を満たすものとする。 同条第3項第2号、第3号及び第9号 (2から4まで省略)
		(省略)
		1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該

3階	避難用	階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u> を満たすものとする。 同条第3項第2号、第3号及び第9号 (2及び3省略)
(省 略)		
4階以上 の階	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は <u>付室(階段外気に向か</u> <u>室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号</u> <u>って開くことのできる窓若しくは排煙設備を有する付室</u> <u>に規定する構造を有するものに限る。)</u> を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u> を満たすものとする。 同条第3項第2号、第3号及び第9号 (2及び3省略)

(ウからクまで省略)

横浜市建築基準条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用の特例)

第53条の7 令 第129条第1項に規定する建築物の部分については、第19条(診療所及び児童福祉施設等を除く。)、第27条第2項(廊下の幅に限る。)、第35条第1項から第4項まで、第36条第1項から第4項まで(同項第2号及び第3号を除く。)、第38条第2項及び第43条の2の規定は、適用しない。

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用の特例)

第53条の8 令 第129条の2第1項に規定する建築物について

は、第16条第2項（病院、診療所及び児童福祉施設等を除き、令第112条第13項に規定する構造物に限る。）、第17条第2項（診療所及び児童福祉施設等を除き、令第112条第12項に規定する構造物に限る。）、第19条（診療所及び児童福祉施設等を除く。）、第27条第2項（廊下の幅に限る。）、第33条第2項、第35条第1項から第4項まで、第36条第1項から第4項まで（同項第2号及び第3号を除く。）、第38条第1項、第2項及び第4項、第39条、第40条第1項（出口の幅の合計に限る。）及び第2項、第43条の2並びに第51条第1号（第16条第2項を準用する場合においては令第112条第13項に規定する構造物に、第17条第2項を準用する場合においては令第112条第12項に規定する構造物に限る。）の規定は、適用しない。